

FASB 予備的見解：基本的所有アプローチの概要

I. 予備的見解について

米国財務会計基準審議会(FASB)は2007年11月30日、予備的見解「資本の特徴を有する金融商品」(以下、「予備的見解」という。)を公表した。コメント期限は2008年5月30日とされている。

この予備的見解は、国際会計基準審議会(IASB)の参加なしにFASBにより公表されたものであるが、今後IASB側からも追加の質問を加えた形で「論点整理」として公表がなされる予定であり、寄せられたインプットについては、両審議会による共同プロジェクトの基礎として用いることが予定されている。

1. 現行の米国会計基準の考え方

米国では、貸借対照表の貸方を負債の部と資本(持分)の部に2区分するという考え方が採用され¹、資本は資産から負債を控除した差額(負債確定アプローチ)として定義されている(FASB財務会計概念書第6号「財務諸表の構成要素」(CON6) par. 49)。またCON6では、負債の定義を、企業に経済的便益を犠牲にする(資産の処分あるいはサービスの提供)義務としてきた(CON6 par. 35)。

この負債と資本の分類は、自己資本比率等の財務比率に影響するということもあるが、企業の純利益を決定するという意味で最も重要であるとされている。また、資産と負債の変動は純利益に影響するが、資本の変動はこれに影響しない。

2. 問題の所在

- ・ 現行の会計基準上の規定と慣習は、その当時の比較的単純な金融商品の組み合わせに適用できるよう開発されたものであり、経済的実態よりも法形式を重視している(予備的見解 par. 5)。
- ・ 金融商品が複雑になるにつれ、法形式と実態に乖離が生じた。現行の会計基準は、現存する決済方法に関する選択肢や、その他の特徴に十分に対応していない。場合によっては、金融商品の発行者は、経済的実態をほとんど変えずに、法形式を変えることにより、金融商品をどのように報告するのか(ストラクチャリング)を選択することができる(par. 6)。
- ・ 負債商品と資本商品の分類が問題になってきた大きな理由として、現金の支払いに代わる手段として株式による支払いが広く普及したこと等が挙げられる。CON6の負債の定義を厳密に適用すれば、企業に自己株式を発行することを要求するいかなる義務も負債とはならない、という結論に至る。したがって商品の法形式に基づく分類は、実質的に企業が分類を選択することを可能にしている(par. 7)。

なお、分類以外の問題としては、a. 範囲、b. 測定方法、c. 分解、d. リンケージ、e. 明言されていない決済に関する選択肢、f. 実態(の勘案)、g. 決済、転換、失効及び条件変更の取扱い、h. 見直しがあるとしている(par. 9)。

3. 予備的見解における予備的結論

この予備的見解では、どの金融商品を資本に分類すべきかを決定するにあたり、基本的所有(basic ownership)アプローチ、所有・決済(ownership-settlement)アプローチ、期待結果再

¹ ただし、米国の実務においては一部の優先株式や少数株主持ち分が負債と資本の間で表示されることがある。

評価（reassessed expected outcomes; REO）アプローチの3つのアプローチを取り上げ（par. 8）、予備的結論として基本的所有アプローチが適切であるとしている（par. 16～）。

基本的所有アプローチは企業の最後の残余に対する請求権（最も優先順位の低い請求権）のみを資本とするものであるが、これを適切とした理由として、次のようなものが掲げられている。

- ・ 財務報告を簡素化（複雑性を低減）できる（par. 51）。他のアプローチよりも簡素で適用しやすい（「読者へのお知らせ」）。
- ・ 企業の基本的所有商品に係るすべてのデリバティブが、負債又は資産に分類されることとなる（par. 51）。
- ・ 分類を決定するにあたり、金融商品の決済の方法が影響しない。
- ・ 財務諸表の利用者に対し、異なる種類の利害関係者の利害を明確に区分して示すことができる。
- ・ 残余に完全に参加する請求権のみを資本に分類することとなるが、FASBの数名のボード・メンバーは、この請求権こそが企業の所有持分を表すものであると考えている。
- ・ 資本の定義を狭めることで、企業に対し分類に関する選択肢（操作の機会）を与えない（「読者へのお知らせ」）。

4. 予備的見解における範囲

この予備的見解では、企業によって発行された次の種類の金融商品を資本に分類するかどうかを扱っている（par. 15）。

- a. 基本的所有商品（法形式上の所有持分であるかどうかは問わない）
- b. 他の金融商品で、法形式上の所有持分とされるもの
- c. 基本的所有商品により決済されるか、又はその公正価値が基本的所有商品の価格により決定される、その他の契約

II. 基本的所有アプローチの概要

基本的所有アプローチの基礎となる原則は次のとおりである（par. 16）。

- a. 最後の残余に対する請求権（most residual claim）を資本に分類する。この種類の金融商品の所有者を、企業の所有者とみなす。企業の所有者の残余純資産を減少（又は増加）させる請求権は、負債（又は資産）に分類する。
- b. 測定に関する規定が存在しない金融商品については、既存のフレームワークを使って測定しなければならない。

基本的所有商品は、資本に分類することとなる。基本的所有要素（basic ownership components）と負債又は資産の要素を併せ持つ金融商品は、分解し、そのうちの基本的所有要素のみを資本に分類する。ある種の優先株式のような無期限商品を含むその他のすべての金融商品及び要素は、負債又は資産に適宜分類する（par. 17）。

<予備的見解における質問>

基本的所有アプローチについての質問

1. 基本的所有アプローチが財務報告の改善をもたらすことになるかとあなたは考えるか？その根本的な原則は明瞭かつ適切か？このアプローチが、この予備的見解の範囲に含まれる金融商品についての会計処理を大きく簡素化することとなり、かつ、ストラクチャリングの機会を最小にするということにあなたは同意するか？

1. 基本的所有商品

基本的所有商品は次の双方の特徴を有する（par. 18）。

- a. 分類の決定を行う日に発行者が清算すると仮定した場合の、他のいかなる請求権に対しても優先しない企業の資産に対する請求権を、保有者が有している。
- b. 全てのより高い優先順位の請求権が満たされた後に残る企業の資産に対して、一定の割合の権利を保有者が有している。保有者の取り分は、最も優先順位の低い請求権すべてに対する割合に依存し、残余資産の金額以外には上限も下限もない。

基本的所有商品の例としては、最も劣位の企業の株式が挙げられる。優先順位の同等でない2種類の株式を企業が発行した場合、たとえいずれも「普通株式」という名称で発行されたときであっても、最も劣位となる種類の株式のみが基本的所有商品となる（par. 19）。

<償還され得る基本的所有商品>

多くの基本的所有商品は無期限(perpetual)商品であるが、強制的に、あるいは保有者の選択により償還され得る金融商品であっても、次の双方の要件を満たす場合には、基本的所有商品となる（par. 20）。

- a. 分類を行う日において企業が清算すると仮定した場合に、保有者が所有権を持つこととなる発行者の純資産に対する取り分と、償還金額が同額である。
- b. 他の基本的所有商品よりも優先順位が高い金融商品の請求権が、毀損(impair)するような償還が禁止される旨、当該金融商品の契約条件に定められている。

この a. を検討するにあたり、次の要件が共に満たされない場合、発行者の純資産に対する取り分に近似させるために、金融商品の公正価値を用いて概算し、次の要件が共に満たされる場合には、償還金額を帳簿価額とすることも認められる（par. 21）。

- a. 金融商品の公正価値又は所有者が権利を有している資産に対する取り分を概算するように、償還金額の算定式が設計されている。
- b. その金融商品の活発な市場がないか、又はその金融商品は報告企業との間でしか交換できない。

<予備的見解における質問>

償還され得る基本的所有商品

4. 償還条項付きの基本的所有商品は、第 20 項の要件を満たす場合に、資本に分類される可能性がある。第 20 項の要件は運用可能か？例えば、要件(a)への準拠性は判別可能か？

<基本的所有商品と法形式上の所有持分との違い>

法形式上の所有持分(legal form ownership interest)という用語は、営利企業の資本主持分(proprietary interest)を指す（par. 22）。この権利は米国においては法律により定義されており、他の国・地域の法律に基づく同様の純資産に対する権利も、法形式上の所有持分となる。この予備的見解の範囲に含まれるかどうかを判定する上で法形式は重要となる可能性があるが、法形式それ自体が分類を決定するものではない。したがって、法律上の位置づけが不明確な金融商品について、法形式上の所有持分であるかどうかを決定することは重要ではなく、この予備的見解の範囲に含まれるものと仮定し、この予備的見解で示される原則を適用することになる（par. 23）。

法形式上の所有持分である金融商品の中には、基本的所有商品であるものがある。例えば、普通株式は法形式上の所有持分であり、また、基本的所有商品の定義を満たす可能性が高い。しかし、すべての法形式上の所有持分が基本的所有商品というわけではない。例えば、優先株式は法形式上の所有持分であるが、通常、企業の純資産に対する優先順位が最も低くはない（par. 24）。

＜基本的所有要素＞

基本的所有要素と負債要素により構成される金融商品は、分解し、あたかも2つの別個の独立した(freestanding)金融商品であるかのように報告することになる。支払いが要求されるため基本的所有商品の定義を満たさない(負債要素が含まれる)ものの、その支払いがなされた後も基本的所有商品が残るような金融商品は、2つの要素を持つこととなる。このような金融商品の例としては、登録請求権に基づくペナルティー(registration rights penalty)付きの基本的所有商品や、純額現金決済の売建プット条項付きの基本的所有商品がある（par. 25）。

企業は、金融商品全体に対して公正価値オプションを選択することによって分解を免れることはできない。しかし、分解した結果、資本要素ではないとされた要素(nonequity component)に公正価値オプションを適用することを会計基準が認めている場合には、当該要素にこれを適用することができる（par. 26）。

＜予備的見解における質問＞

分解

5. 配当の支払が要求される基本的所有商品は負債要素と資本要素に分解されることになる。その分解は当審議会による2つの事実に関する理解に基づいている。まず、配当は企業が回避の可能性をほとんど又は全く持たない義務である。次に、特定の権利落ち日以後は、配当に対する権利は株式とともに移転されないため、必ずしも現在の所有者との取引とはならない。当審議会は事実を適切に解釈しているか？特に、配当は企業が回避の可能性をほとんど又は全く持たない義務といえるか？金融商品の分解は有用な情報をもたらすか？

2. 他の金融商品の分類

基本的所有商品でないすべての金融商品及び基本的所有要素でないすべての要素は、資産又は負債として分類することとなる（これには、基本的所有商品でない無期限商品が含まれる）。財務会計基準書(FAS)第133号「デリバティブ及びヘッジ活動に関する会計処理」又は他の会計基準が、資産又は負債に分類される金融商品の分解を要求している場合、それぞれの要素は資産又は負債に分類することとなる（par. 27）。

すべての先物契約及びオプション契約は、負債又は資産として分類されることとなる。このことは、先物契約又はオプション契約が基本的所有商品の授受を伴う場合にも該当する。したがって、基本的所有アプローチが株式に基づく報酬に適用される場合、これらの報酬は負債に分類することとなる。FAS第123号(2004年改訂)「株式に基づく報酬」は負債に分類される報酬について、公正価値に基づく測定値(fair value based measure)により報告することを要求している。FASBでは将来、株式に基づく報酬を、この予備的見解からの成果として公表される会計基準の範囲から除くべきではないかという意見がある（par. 28）。

<予備的見解における質問>**測定**

8. 現行の会計処理では、多くのデリバティブが公正価値により測定され、その変動が純利益に含めて報告される。基本的所有アプローチは、それらの規定が適用される金融商品の数を増加させることになる。あなたはその結果に同意するか？同意しない場合、特定のデリバティブの価値の変動を当期の純利益に含めるべきでないのはなぜか？

3. 子会社や連結される変動持分事業体が発行した基本的所有商品

子会社又は連結される変動持分事業体（VIE）が発行した金融商品が基本的所有商品であるかどうかは、子会社又は変動持分事業体において判定されることになる。これらの金融商品については、その性格が連結グループとして見た場合にも変わらない限りにおいて、連結財務諸表上も基本的所有商品とする。例えば、子会社が（公正価値により償還が要求される）償還され得る基本的所有商品を発行する場合に、この有価証券の購入を投資家に対して勧誘するため、親会社は最低償還金額を保証することを決定することがある。子会社はこの保証に関与していないので、この金融商品は子会社の財務諸表においては資本となる。親会社の保証がなければ、連結財務諸表上においても資本（非支配持分）となるが、親会社が保証をする場合には償還金額に下限が設けられることになり、この金融商品は基本的所有商品の第2の要件を満たさないことになる。したがって、親会社が保証をする場合、連結財務諸表においては負債として分類されることになる（par. 29）。

4. 金融商品および要素の測定及び表示**<当初測定>**

この予備的見解の範囲に含まれる、すべての独立した金融商品は、当初測定が他の会計基準（例えば財務会計基準書第123号（R）の下での株式に基づく報酬）によって定められていない限り、当初測定は取引価格によって行う。ここでいう取引価格には、買い手が売り手に支払われる金額に含まれるか、あるいは、別個に請求され支払われるかどうかにかかわらず、取引コストを含まない。取引コスト又は報酬は、直ちに純利益の増加又は減少とすることになる（par. 30）。

金融商品が分解される場合、各要素の当初測定値の合計額は、金融商品全体の取引価格と等しくなければならない。このため、まず、分解された金融商品のうち、資本要素とされない要素について公正価値により測定することになる。資本要素とされない要素の公正価値と、金融商品の取引価格との差額が、基本的所有要素の当初測定値となる（par. 31）。

<表示及び事後測定－基本的所有商品及び基本的所有要素>

償還条項付きの基本的所有商品及び基本的所有要素は、貸借対照表上、資本の部において別の表題（heading）の下で報告する。これらの金融商品は、報告日ごとに現在償還価値（current redemption value）－当該金融商品が報告日において償還されたと仮定した場合の支払対価の公正価値－により再測定することになる。測定日において実際に償還することができない場合であっても、金融商品は現在償還価値を有する。当該償還価値の変動は、資本の部における別勘定として報告することになる（par. 32）。

他の会計基準において要求されない限り、他の基本的所有商品及び基本的所有要素は、再測定しない（par. 33）。

＜事後測定－資本に分類されない無期限商品＞

FASBはこの予備的見解において、優先株式のような負債に分類される無期限商品について再測定をするかどうか、また、再測定するとした場合にどのように行うのかということについて、結論を出していないが、可能性として次を挙げている（par. 34）。

- a. 再測定せず、配当は決議時に、又は、（配当が定期的に支払われている場合には）定期的に、費用として報告する。
- b. 公正価値により再測定し、その変動は純利益に含めて報告する。
- c. 予想消却日及び予想配当流列を決定し、市場に基づく利率率により割り引く。

＜予備的見解における質問＞

無期限商品

2. 現行実務において、無期限商品は資本に分類される。基本的所有アプローチ（及び付録 B で述べられている REO アプローチ）の下では、優先株式等、特定の無期限商品は負債として分類されることになる。この分類が潜在的に運用上の懸念をもたらすとすれば、それはどのような懸念か？
3. 当審議会は、決済が要求されない負債商品をどのように測定すべきかについて結論に至っていない。第 34 項の潜在的な測定に関する規定が潜在的に運用上の懸念をもたらすとすれば、それはどのような懸念か？当審議会は、負債に分類される無期限商品の事後測定に関する規定についての追加的な提案に関心を持っている。

＜事後測定－負債又は資産として分類される他の金融商品及び要素＞

測定に関する規定が存在しない金融商品については、既存のフレームワークを使って測定しなければならない。したがって、この予備的見解の範囲に含まれる他の金融商品及び要素のうち、決済金額が変動するか又は不確実性があるもの、例えば発行者の基本的所有商品に関するオプション契約や先物契約などについては、他の会計基準が異なる測定属性を容認又は要求しない限り、各測定日において公正価値により再測定することになる。公正価値の変動は純利益に含めて報告する（par. 35）。

この予備的見解は、満期日が固定されており、決済金額が固定されているか、又は、変動金利であるためだけにより変動する資産及び負債について、公正価値により再測定することを要求していない。これらの金融商品については、既存の会計基準（会計原則審議会（APB）意見書第 21 号「受取債権及び支払債務に関する利息」等）に従い会計処理することになる（par. 36）。

金利が付されているか、又は金利相当分を割り引いて発行された金融商品のうち、コール可能、プット可能、又は決済日に不確実性のあるものについて、確率により加重平均した（期待）決済日を用いて利息法（アキュムレーション、アモチゼーション）を適用する。これらの金融商品について、現行基準は、契約上の満期日又は契約における他の期限前償還日を使用することを要求している（par. 37）。

資産商品又は負債商品が確率により加重平均した（期待）決済日より早く決済された場合、企業は決済金額と帳簿価額との差額について、純利益に含めて報告する。確率により加重平均した決済日の後も金融商品が存在する場合、企業は、新たに確率により加重平均した決済日を定め、利息法を適用する必要があることがある（par. 38）。

＜分類の見直し＞

企業は、報告日ごとに各金融商品の分類を見直し、必要であれば組み替える。例えば、組み込まれたプット・オプションが失効した場合、プット可能な株式は基本的な所有商品の定義を満たす可能性がある（par. 39）。

たとえ組み替えにより金融商品の測定方法が変わった場合でも、企業は、金融商品の組み替えによる損益は認識しない。代わりに、組み替えによる価値の変動は資本に含める。組み替えた金融商品は、組み替えを引き起こした事象の発生日における、新しい分類の下での測定に関する規定に従い測定することになる。金融商品を組み替える回数に上限はない（par. 40）。

5. リンケージ

次の要件を共に満たす場合、複数の別個の金融商品はリンクする－あたかも単一の金融商品であるかのように分類し測定することになる（par. 41）。

- a. 同一の契約に含まれること。次の要件を1つでも満たす場合、金融商品は同一の契約に含まれるとみなす（par. 43）。
 - (1) 金融商品が契約上リンクしている。例えば、一方の金融商品の権利行使が、他の金融商品の権利行使に依存するか又は他の金融商品を失効させる場合、2つの金融商品は契約上リンクしている。
 - (2) 金融商品が、同時又は近い時期に、同一又は関連する相手方と締結されており、契約を合わせて得られる経済的結果(economic outcome)が、同程度又はそれ以上に容易に、単一の金融商品として達成される。
- b. それらの金融商品を個別に報告することによって報告される純利益又は資本の金額が、これを同様の単一の金融商品(同一又は類似する結果をもたらす単一の金融商品)として会計処理した場合の金額と異なること。

リンケージ規定の目的は、契約の構造(structure)を変更することにより、複数ある会計処理の間から選択できる機会を取り除くことにある。この目的を達成するため、企業はこの予備的見解の範囲に含まれる金融商品と、含まれない金融商品とをリンクすることが要求されることがある。リンクされた金融商品は、この予備的見解の規定に従って会計処理することになる（par. 42）。

＜予備的見解における質問＞

リンケージ

7. 第41項のリンケージに関する原則が取引の経済的な意味を反映する分類をもたらさない場合があるとすれば、それはどのような場合か？

6. 実態

金融商品の分類、リンケージ、及び分解は、個々の金融商品又はリンクした金融商品のグループの実態(substance)に依存し、それは必ずしも契約条件に表されているとは限らない。企業は個々の金融商品又はリンクした金融商品のグループの契約条件と、その考えられる結果(possible outcomes)を検証することにより、契約条件が金融商品又は金融商品群の実態を表しているかを判断する。ここでは、次の2つの原則が適用される（par. 44）。

- a. 契約条件が、(金融商品の決済又は清算時における所有者の権利に関する金額、タイミング又は性質といった)金融商品の結果に、それが軽微であると言えないほど(more than a minimal way)の影響を与える可能性がほとんどない(remote)場合には、表された契約条件は

分類に影響しない。

- b. たとえ金融商品の契約条件となっていない場合であっても、軽微であると言えないほどに金融商品の結果に影響を与える可能性がほとんどないとは言えないときは、分類に当たり要因として考慮する。

契約条件に表されているものの、分類、リンケージ、又は分解に影響を与えない例として、(a) 特定の事象が発生したときに、金融商品の保有者が企業に当該金融商品の償還を求めることができる契約条項があるが、当該事象が発生する可能性がほとんどない場合、(b) 登録請求権に基づくペナルティーが規定されているものの、ペナルティーが無視できるほど小さいか又はペナルティーが発生する可能性がほとんどない場合がある (par. 45)。企業は、報告日ごとに、金融商品の契約条件を見直し、分類が引き続き適切であるかを判定する (par. 46)。

<予備的見解における質問>**実態**

6. 第44項は、発行者に実態に基づいて金融商品进行分类することを要求している。実態に基づいて分类するためには、発行者は、契約に表された要因と、金融商品の契約条件では表されていない他の要因とを、考慮しなければならない。その規定案は、付録Aに述べられている所有-決済アプローチの下で重要である。しかし、当審議会は、基本的所有アプローチの下で金融商品の分類に影響しうるような、契約条件に表されない要因について承知していない。実態に関する原則は、基本的所有アプローチの下で必要か?基本的所有アプローチの下で、金融商品の分類あるいは測定を変化させるような、金融商品の契約条件に表されない要因又は状況はあるか?さらに、基本的所有アプローチは一般に、金融商品の経済的実態と一致する分類をもたらすとあなたは考えるか?

7. 決済、転換、失効、又は条件変更

金融商品又は要素は、次のいずれかの事象により存在しなくなる (par. 47)。

- a. 契約条件又は契約当事者間の合意により、資産の授受が行われることによる決済
- b. 契約条件又は契約当事者間の合意により、基本的所有商品の発行又は受取り (転換を含む) による決済
- c. 他の負債商品の発行又は受取りによる決済
- d. 契約条件又は企業あるいは相手方のいずれか一方の免除による失効

金融商品の契約当事者はまた、当該金融商品の価値、分類、又は測定方法を変えるような契約条件の変更合意することがある。条件変更については、あたかもそれまでにあった金融商品が存在しなくなり、新たな金融商品により置き換えられたかのように扱う (par. 49)。

金融商品又は要素が存在しなくなるすべての事象について、次のように会計処理する (par. 49)。

- a. それまでにあった金融商品又は要素は、完全に認識を中止 (derecognize) する。
- b. 新しい金融商品又は要素がある場合、当該金融商品又は要素は事象発生日における公正価値により認識する。
- c. それまでにあった金融商品又は要素が資産又は負債に分類されていた場合、それまでにあった金融商品又は要素の帳簿価額と新たな金融商品又は要素の公正価値との差額は、損益として純利益に含める。
- d. それまでにあった金融商品又は要素が資本に分類されていた場合、それまでにあった金融商品又は要素の帳簿価額と新しい金融商品又は要素の公正価値との差額は、資本に直課する。

<予備的見解における質問>**表示に関する論点**

9. 貸借対照表。償還条項付きの基本的所有商品は無期限の基本的所有商品とは区分して報告されることとなる。区分表示の目的は報告企業の流動性に関する条件についての情報を利用者に提供することにある。企業の潜在的な現金の必要性についての情報をより多く提供するために、貸借対照表の負債の部における追加的な区分表示規定は必要か？例えば、資本商品によって決済されることが要求される負債は、現金によって決済されることが要求されるものから区分して報告すべきか？
10. 損益計算書。当審議会は、金融商品の公正価値の変動に関連する純利益への影響をどのように表示するかについて、暫定的な結論に達していない。金額は分解した上で区分表示すべきか？その場合、当審議会は、どのように金額を分解し、それをどのように表示するかについての提案に関心を持っている。例えば、市場関係者の中には、利子費用と未実現損益とは区分して表示すべきである、と提案している者もいる。

1株当たり利益（EPS）

11. 当審議会は、基本的所有アプローチのEPS計算への影響について詳細には議論していない。しかし、当審議会は、基本的所有アプローチがEPS計算に重大な影響を与えることになることを承知している。償還条項付きの資本商品は、EPSの計算上どのように扱うべきか？このアプローチに関連して、EPS計算への影響について当審議会が知っておくべきことや検討すべきことがあるとすれば、それは何か？

Ⅲ. 基本的所有アプローチにおける負債の定義（概念フレームワーク）

現行の「義務」を基礎とする負債の定義に対し、基本的所有アプローチにおいては2つの点で異なるとしている（付録D par. D11）。

- ・ 請求権を負債に分類するに当たり「義務」を創出しなくてよい。
- ・ 資産の犠牲ではなく、基本的所有商品に対する負の効果に基づく。

なお、付録Dにおいては、以下のような負債の定義が試みられている。

負債とは、基本的所有商品に分配可能な資産を減らすこととなる、確率により加重平均された結果を示す請求権である。

以上